

## 少年法適用年齢の引き下げに反対する会長声明

2019年（令和元年）10月23日

兵庫県弁護士会  
会長 堺 充 廣

### 第1 声明の趣旨

当会は、少年法の適用年齢を18歳に引き下げること強く反対する。

### 第2 声明の理由

#### 1. はじめに

現在法制審議会において、少年法の適用年齢を現行の20歳から18歳に引き下げることについて、議論が行われている。

しかし、下記の通り、少年法の適用年齢を引き下げるべき理由はどこにも見当たらない。

#### 2. 現行少年法は世界に誇れる優れた制度

現行少年法は少年の健全育成を目指し、家庭裁判所には調査官を置き、裁判所の内部に教育機能をも有し、審判官は調査官の行う社会調査と少年鑑別所の行う資質鑑別の結果を総合判断し、少年に適切な処遇を選択できるシステムを取っている。このシステムは世界的にも優れた制度であり、少年院等矯正施設職員の努力や民間のボランティアである保護司の協力を得て、多くの非行少年を更生させてきた。刑法犯全体で見れば、現在の状況は第二次大戦後の3波にわたる非行の波を乗り越え、最高時の数分の1であり、少年人口比から見ても減少を続けている。殺人罪についてはそれ以上に減少している。

少年非行の人員は年々減少しており、平成30年版犯罪白書によれば、刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の平成29年の検挙人員は戦後最少の5万209人（前年比11.5%減）であった。

また、平成29年に検挙された少年を、触法少年（14歳未満）、年少少年（14歳・15歳）、中間少年（16歳・17歳）、年長少年（18歳・19歳）に分類すると、一番少ないのが年長少年である。かかる観点からも、少年法の適用年齢を引き下げることが意味をなさないことがわかる。

現在法制審議会の議論においても、少年法の処遇は有効に機能していることには異論がない状況である。

そうすると、少年法を大幅に改正すべき必要性は存在しない。

### 3. 全ての問題を18歳で割り切ることはいできない

民法上の成人年齢を20歳から18歳に引き下げるに当たり、国法上の統一性を理由として、少年法の適用年齢を引き下げるべきである、との議論があった。

しかし、心身の成熟度は多義的に考えられ、全ての問題を18歳で割り切れることはできない。民法上18歳を成人としたのは、各種の契約や結婚等の身分的行為などの民法上の行為の判断は、概ね、18歳になれば可能であるという判断からである。

例えば、成人年齢が引き下げられても、飲酒や喫煙が可能となる年齢は20歳のままであるし、18歳になった高校生には生活指導ができないという議論もない。つまり、心身の成熟度の判断は個々の法律の趣旨に則って判断すべきである。民法の18歳という線引きは、一般には18歳になれば、その分野において大人としての判断ができるという認識に基づくが、少年法の対象となる者達は、十分な教育を受けておらず、発達上の課題を抱えていることが多いため、両者を同視することはできない。

### 4. 成人に比べて少年の処遇は軽くないこと

#### (1) 少年に対する処分は事件が軽微だからといって軽微な処分とはならない

家庭裁判所は、少年の犯した事件が軽微であったり、少年と被害者との間に示談が成立していたり、被害者が少年を宥恕していたりしても、少年の生育環境や少年の資質に問題があると判断すれば、成人であれば起訴猶予となるべき事件であっても、観護措置をとり、少年を少年鑑別所に収容する。

また、観護措置を取られた事件ではなおのこと、そこまでの事件でない在宅の事件であっても、家庭裁判所調査官の調査を受ける。この間、少年や少年の親権者が家庭裁判所に呼び出されたり、調査官による家庭訪問を受けたりする。調査の間に、調査官から訓戒や指導を受けることも少なくない。

このような、少年鑑別所における鑑別や、家庭裁判所の調査官の調査の結果、少年の要保護性が高いと判断されれば、成人であれば、起訴猶予で終わったり、公判請求の結果懲役刑の執行が猶予されたりする事件であっても、少年院送致になることがあり得る。

つまり、捜査を受けた者のうち、成人はなんの処分も与えられないまま終わる者が6割を超えるのに対し、すべての少年は少なくとも家庭裁判所の調査を受ける。成人であれば、その6割の内に入るような事件であっても、鑑別所に収容されたり、少年院に送致されたりすることもある。

こうした点に鑑みれば、決して、成人に比べて少年の処遇が軽いとはいえない。

## **(2) 少年に対する刑事処分**

現行少年法は14、15歳の少年でも兇悪事件については成人同様に刑事処分がなされる可能性があり、16歳以上の少年が故意に人を死亡させた時は原則として成人同様の刑事裁判を受け、18歳以上の場合には死刑をも科することができる。少年だからといって、不当に刑罰を免れることはできない。

## **5. 起訴猶予となった若年者に対する特別の措置に問題が多いこと**

法制審議会においては、少年法の適用年齢の引き下げと併せて、起訴猶予となった若年犯罪者に対して、家庭裁判所の調査官による指導などを受けさせる措置を創設しようとする議論もある。

このことは、現状の処遇が有効に機能している証左ともいえるので、そのような現状を変える必要がないことに帰結する。

また、行為責任の観点から、刑事処分を受ける必要がないと判断された者に対して、さらにそのような負担を科すことが公平の観点、から許されるのか疑問である。

更に、若年者の更生について必要な措置を、裁判所が判断することなく、専ら検察官が判断するものであり、若年者の更生のために本当に有効に機能するのか疑問である。

## **6. 結び**

以上により、少年法の適用年齢の引き下げを必要とする理由はなく、現行少年法を維持することが相当である。

以 上